

資料 9

第4回公共交通利用推進等マネジメント協議会議事概要

平成18年5月29日（月）16:00～17:30

経済産業省別館3階 第4会議室

主な議論は以下の通り

- 交通案件の場合、省エネ効果やCO₂削減効果等が大きく長期的に現れるものである一方、人の交通行動を変えていくことであり、一般的な省エネ技術と違って効果について明確な数字として出るものではない。そのため、NEDOの申請や円借款の環境案件のように、明確な数字を求める案件の採択に対してなじみにくい部分がある。公共交通への利用転換が今後重要になることを理解して頂き、より多くの環境案件に交通関係案件が採択されるような努力をしていく必要がある。
- NEDOの申請案件における効果について、（人間の）行動による部分については、その評価に際して予めおおよその合意が重要となると思われるので、技術的な点も議論しながら測定についての議論を詰めていけると良いかと思う。
- 事業の継続性を担保するためにどういう援助の仕方があるか考える必要がある。また、京都プロトコルの目的に鑑みると我が国では都心部での自動車の利用抑制ができなかった。これは効果的な公共交通活性策だが、意識改革ができないでいる。プロジェクトベースでの支援と、意識改革をうまく行うためのプロジェクトの利用とを合わせて行うと良いのではないか。
- おそらくNEDOの補助事業は技術開発が重要なポイントと思われる。技術については、所謂「物理的な技術」と、従来あまり技術として語られてこなかった「社会技術」の側面がある。今回の「技術開発」に社会技術もある程度含みながら考えていく必要がある。
- 自動車抑制については、関係者と連携して取組をしていかねばならない。努力していきたい。